

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令新旧対照表

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成１２・０５・２９資第１６号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１ 審査基準 （１）～（１９） （略） （２０）第２７条の３の２第１項の規定による基幹送変電設備整備等計画の認定 <u>第２７条の３の２第１項の規定による基幹送変電設備整備等計画の認定に係る審査基準については、同条第３項各号に認定の基準が規定されており、より具体的には、次のような場合とする。</u> ① <u>基幹送変電設備整備等計画に記載された整備又は更新しようとする電気工作物の規模について、電圧が１７万ボルト以上又は容量が２０万キロボルトアンペア以上である場合〔第１号要件〕</u> ② <u>基幹送変電設備整備等計画に基づき実施しようとする基幹送変電設備の整備又は更新が、当該申請に係る一般送配電事業者がその事業の用に供する電線路の容量を２０万キロワット以上増加させるものである場合。ただし、当該計画に係る内容が基幹送変電設備の更新のみの場合は、当該設備が更新されず除却されたときに減少する電線路の容量を増加分の容量とみなすこととする。〔第１号要件〕</u> ③ <u>基幹送変電設備整備等計画に基づき実施しようとする基幹送変電設備の整備又は更新が、エネルギー政策基本法（平成１４年法律第７１号）第１２条第１項第一１項に規定するエネルギー</u>	第１ 審査基準 （１）～（１９） （略） （新設）

一基本計画その他のエネルギーの需給に関する施策と調和したものである場合〔第1号要件〕

④ 次のいずれかに該当する場合〔第1号要件〕

イ 国の個別政策に基づく計画であって、次のいずれにも該当すること。

（i） 基幹送変電設備整備等計画に係る工事を実施する地域における電気の需要又は供給が確保されていないことその他の事由により、基幹送変電設備整備等計画の実施に必要な資金について、広域的運営推進機関以外の者からの資金の借入れ（以下「外部資金借入れ」という。）が困難であると認められること。

（ii） 外部資金借入れが可能となるよう、基幹送変電設備整備等計画に係る工事を実施する地域における電気の需要又は供給の確保その他の必要な取組を講ずるものであり、かつ、当該取組に係る計画が示されていること。

（iii） 基幹送変電設備整備等計画に係る工事に關し、国による政策上の指定、認定その他の支援を受けており、又は受けることが見込まれること。

ロ 基幹送変電設備整備等計画の実施に必要な資金について、外部資金借入れをもってしてもなお当該資金が不足していると認められること。

⑤ 整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者が、基幹送変電設備整備等計画を健全な状態において長期にわたり継続して遂行するための設備資金、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画、自己資本の健全性及び経営の健全性等の財務面の蓋然性が高く、当該基幹送変電設備整備等計画を確実に遂行するに足る経理的基礎、及び基幹送変電設備整備等計画の

<u>円滑かつ確実な実施を確保するために必要な資金を調達できる計画を有している場合〔第2号要件〕</u> ⑥ <u>基幹送変電設備整備等計画に記載された整備又は更新しようとする電気工作物が供給計画に記載されている又は1年以内に記載され、当該計画に係る工事の工程が確実に実施されることが見込まれる場合〔第2号要件〕</u> ⑦ <u>基幹送変電設備整備等計画の実施のために必要な許認可の取得状況等から見て、当該基幹送変電設備整備等計画が確実な資料によるものである場合〔第2号要件〕</u> <u>(21)～(25) (略)</u> <u>(26) 第27条の11の7第1項の規定による基幹送変電設備整備等計画の認定</u> <u>第27条の11の7第1項の規定による基幹送変電設備整備等計画の認定については第27条の3の2第1項の規定による基幹送変電設備整備等計画の認定に係る審査基準を準用するものとする。</u> <u>(27)～(48) (略)</u> <u>(49) 第27条の29の7第1項の規定による発電等用電気工作物整備等計画の認定</u> <u>第27条の29の7第1項の規定による発電等用電気工作物整備等計画の認定に係る審査基準については、同条第3項各号に認定の基準が規定されており、より具体的には、次のような場合とする。</u>	<u>(20)～(24) (略)</u> (新設) <u>(25)～(46) (略)</u> (新設)
---	---

- ① 発電等用電気工作物整備等計画に基づき整備又は更新を実施しようとする発電等用電気工作物の出力が50万キロワット以上である場合〔第1号要件〕
- ② 発電等用電気工作物整備等計画に基づき整備又は更新を実施しようとする発電等用電気工作物が、基幹送変電設備その他の電気工作物の設置及び運用の状況に照らして、継続的かつ安定的に電気を供給することができるものである場合〔第1号要件〕
- ③ 発電等用電気工作物整備等計画に基づき実施しようとする発電等用電気工作物の整備又は更新が、エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）第12条第1項に規定するエネルギー基本計画その他のエネルギーの需給に関する施策と調和したものである場合〔第1号要件〕
- ④ 発電等用電気工作物整備等計画の実施に必要な資金について、外部資金借入れをもってしてもなお当該資金が不足していると認められる場合〔第1号要件〕
- ⑤ 発電等用電気工作物整備等計画の実施期間が、当該発電等用電気工作物整備等計画に係る工事の内容、工程その他の当該計画の実施に関する事情に照らし、適切なものである場合〔第2号要件〕
- ⑥ 発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新を確実に遂行するために必要な実施体制が構築されており、かつ、当該発電等用電気工作物整備等計画の進捗管理、リスク管理、財務状況の把握及び事業実施状況の報告を適切に行うための体制が整備されており、必要に応じて是正措置を講ずる仕組みが確保されている場合〔第2号要件〕
- ⑦ 発電等用電気工作物整備等計画に係る投資額及び費用計画が、設備規模、工事内容その他の事業内容に照らして合理的な

ものであり、投資効率化のための取組が適切に講じられている場合〔第２号要件〕

⑧ 発電等用電気工作物整備等計画の実施に必要な許認可の取得状況、用地確保の状況、工事準備の進捗状況、燃料及び機器その他の物品の調達の見込み並びに人権への配慮その他の当該発電等用電気工作物整備等計画の実施に支障を及ぼすおそれのある事由への対応の状況からみて、当該発電等用電気工作物整備等計画が確実に実施されると見込まれる場合〔第２号要件〕

⑨ 整備又は更新を実施しようとする大規模発電事業者が、発電等用電気工作物整備等計画を健全な状態において長期にわたり継続して遂行するための設備資金、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画、自己資本の健全性及び経営の健全性等の財務面の蓋然性が高く、当該発電等用電気工作物整備等計画を確実に遂行するに足る経理的基礎及び発電等用電気工作物整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保するために必要な資金を調達できる計画を有している場合〔第２号要件〕

（５０）～（５８） （略）

（５９）第２８条の４９第１項の規定による整備等計画の認定

第２８条の４９第１項の規定による整備等計画の認定に係る審査基準については、同条第３項各号に認定の基準が規定されており、より具体的には、次のような場合とする。

① 整備等計画が第２８条の４８第１項の規定による届出のあった広域系統整備計画の内容と整合しており、当該整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保することが、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために特に重要である場合〔第１号要件〕

（４７）～（５５） （略）

（５６）第２８条の４９第１項の規定による整備等計画の認定

第２８条の４９第１項の規定による整備等計画の認定に係る審査基準については、同条第３項各号に認定の基準が規定されており、より具体的には、次のような場合とする。

① 整備等計画が第２８条の４８第１項の規定による届出のあった広域系統整備計画の内容と整合しており、当該整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保することが、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために特に重要である場合〔第１号要件〕

② 整備等計画に記載された整備又は更新しようとする電気工作物の規模について、こう長が100キロメートル以上又は送電容量が100万キロワット以上である場合〔第1号要件〕 ③ 整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保することが、一の電気事業を超えた電気事業全体としての総合的立場からの合理性の有無の観点から適切である場合、より具体的には、電力の低廉かつ安定的な供給を担うべき事業としての適切性を有していると判断される場合〔第1号要件〕 ④ 整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者が、整備等計画を健全な状態において長期にわたり継続して遂行するための設備資金、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画、自己資本の健全性及び経営の健全性等の<u>財務面</u>の蓋然性が高く、当該整備等計画を確実に遂行するに足る経理的基礎、及び整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保するために必要な資金を調達できる計画を有している場合（第28条の40第1項第5号の3の規定による広域的運営推進機関からの必要な資金の貸付けを受ける場合にあつては、<u>広域的運営推進機関からの必要な資金の貸付けを受けるにあたり、その事業期間において、広域的運営推進機関以外の者からの資金の借入れ（以下「外部資金借入れ」という。）が困難でありかつ外部資金借入れのために必要な取組を講ずるものであり、かつ、当該取組に係る計画が示されていること又は外部資金借入れをもってしてもなお資金が不足している場合</u>）〔第2号要件〕 ⑤ 整備等計画の実施のために必要な許認可の取得状況等から見て、当該整備等計画が確実な資料によるものである場合〔第2号要件〕 <u>(60) ～ (80)</u> (略)	② 整備等計画に記載された整備又は更新しようとする電気工作物の規模について、こう長が100キロメートル以上又は送電容量が100万キロワット以上である場合〔第1号要件〕 ③ 整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保することが、一の電気事業を超えた電気事業全体としての総合的立場からの合理性の有無の観点から適切である場合、より具体的には、電力の低廉かつ安定的な供給を担うべき事業としての適切性を有していると判断される場合〔第1号要件〕 ④ 整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者が、整備等計画を健全な状態において長期にわたり継続して遂行するための設備資金、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画、自己資本の健全性及び経営の健全性等の<u>財政面</u>の蓋然性が高く、当該整備等計画を確実に遂行するに足る経理的基礎、及び整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保するために必要な資金を調達できる計画を有している場合（第28条の40第1項第5号の3の規定による広域的運営推進機関からの必要な資金の貸付けを受ける場合にあつては、<u>金融機関からの資金の調達を考慮してもなお当該整備等計画の整備又は更新の実施に必要な資金が不足することが認められる場合</u>）〔第2号要件〕 ⑤ 整備等計画の実施のために必要な許認可の取得状況等から見て、当該整備等計画が確実な資料によるものである場合〔第2号要件〕 <u>(57) ～ (77)</u> (略)
---	---